

長井市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

令和7年6月6日

長井市長 内 谷 重 治

長井市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務実施要領

本要領は、長井市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務に係る事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものであり、以下のとおり企画提案を募集する。

1 業務の目的

ペーパーレス会議システムの導入は、さらなる議会改革への取り組みとして、市議会の会議等における資料等を電子データで管理することにより、議会運営の効率化、議会活動の活発化を図るものである。

また、ペーパーレス化によって、資料等の印刷コスト及び配布コストを削減するとともに、紙資源の使用量の削減を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

長井市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務

(2) 業務内容

本業務は、別紙「長井市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間 (システムの使用期間)

令和7年8月1日(金)から令和10年7月31日(月)まで(予定)の長期継続契約とする。

(4) 業務想定上限金額 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

①初期導入費用 (イニシャルコスト) 317千円

②会議システム運用保守費用 (ランニングコスト) 2,178千円 (3年間)

※ただし、契約額は、市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき、契約交渉の相手方が算出した額(見積額)とする。なお、翌年度(令和8年度)以降において、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、本契約は解除するものとする。

3 事業者の選定方式

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加表明書の提出時点で、長井市指名競争入札参加者登録簿に登録されている者、又は同等の資格を有していると市長が認める者であること。
- (3) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治体に対し、同等のシステムを導入した実績があること。
- (5) 長井市と円滑な連絡調整ができること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員、又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (7) 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (8) 業務一括を再委託しないこと。

5 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日まで以下のものを提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書等を受け付けないものとする。

- (1) 提出期限：令和7年6月20日（金）17時必着
- (2) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）・・・1部

②提案事業者会社概要（様式第2号）・・・6部

※本市の令和7年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、別紙1の書類を併せて提出すること。

(3) 提出方法

- ・持参又は郵送により提出
- ・郵送（特定記録、簡易書留または一般書留のいずれかによること。）の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。
- ・既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

(5) 提出先

「14 事務局」に記載する、本業務の事務局に提出すること。

6 質問書の提出

本要領又は仕様書に質疑がある場合は、6月24日（火）17時必着で持参、郵送又はメールにより、質問書（様式第4号）を提出すること。郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。メールの場合は、メールした旨を担当部署宛てに電話連絡すること。回答は、6月26日（木）まで参加表明書提出者全員に電子メールにて行う。

7 企画提案書の提出

別紙仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限：令和7年7月3日（木）17時必着

(2) 提出書類

①企画提案書等提出届（様式第5号）

②企画提案書（任意様式）

- ・会議システムの構成と機能、セキュリティ、サポート・保守体制等について記載すること。
- ・令和7年1月1日現在の他議会（都道府県・市町村）への導入実績（件数）を記載すること。
- ・表紙を除いて、15頁以内とする。（両面印刷可とする。）
- ・A4判（縦）、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上とする。

③機能要件回答書（別紙2、対応可否等を記載すること）

④業務実績書（様式第6号）

⑤実施体制調書（様式第7号）

⑥見積書（任意様式）

- ・見積書には、以下の経費をわかりやすく明記すること。

ア 初期導入費用（初期設定費用、操作講習会費用等）

イ 月額費用（会議システム使用料等）及び3年（36カ月）の総額

※金額は、消費税を除く金額及び消費税を含む金額の両方を記入すること。

※ただし、「2 業務の概要（4）業務想定上限金額（①、②それぞれ）」を超える見積書は受け付けないので留意のこと。

(3) 提出部数

- ・①から⑤については、6部ずつ
- ・⑥については、正本1部のみ社印・代表者印を押印し、残り5部は複写可

(4) 書類提出にあたっての留意事項

- ・企画提案書等は書面及び電子データを提出すること。
- ・電子データは、マクロソフト・ワード・エクセル・パワーポイントで閲覧可能な形式又はPDF形式によるものとし、CD-ROMに保存した上で提出すること。

(5) 提出方法

- ・持参又は郵送により提出
- ・郵送（特定記録、簡易書留または一般書留のいずれかによること。）の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。
- ・既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ・提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 提出先

「14 事務局」に記載する、本業務の事務局に提出すること。

(7) その他

- ①企画提案に関する必要経費は、提案者の負担とする。
- ②企画提案書は、1事業者につき1提案とすること。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市議会が本公募型プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑤提出書類は、長井市情報公開条例（平成10年条例第1号）に基づく公開文書開示請求の対象となる。

8 契約予定事業者の選定方法

参加要件を満たし、企画提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、長井市議会ペーパーレス会議システムの導入・運用業務に係る公開型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙3「長井市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務プロポーザル審査基準」に基づき契約候補者を選定する。

選定にあたっては、得点が最上位の者を最優秀事業者（契約予定事業者）として決定し、次に得点の高かった者を次点の事業者として決定する。最高得点者が複数の場合は、審査委員会委員の投票で決定する。

なお、参加事業者が1者の場合も選定を行い、全ての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募等により選定を行う。

面接審査日は次のとおりとし、詳細な時間については、参加表明書等を提出した者

に、別途通知する。

- (1) 日 時：令和7年7月8日（火）13時30分から
- (2) 場 所：長井市議会 第一・第二委員会室（長井市役所 3階）
- (3) 内 容：プレゼンテーションは、企画提案書等の内容により説明することとし、資料の差替えや追加は認めない。出席者は3名以内とする。原則として面接審査時に企画提案書を投影の上、プレゼンテーションを行うこと。ただし、申し出があった場合は、投影を行わずプレゼンテーションを行うことを認める。
- (4) 設定時間：1事業者につき40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分以内。）なお、市がHDMIで接続可能なモニターを準備する。パソコン等（Mac端末不可）は各自準備すること。
- (5) そ の 他：審査委員会は非公開とする。

9 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

10 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) 企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

11 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められるときは、中止または取り消す場合がある。

その場合、プロポーザルに要した経費を長井市議会に請求することができない。

12 契約について

審査委員会において契約候補者となった者と、提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで契約を締結する。ただし、契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明のため写しを作成し使用することができる。
- (4) 本要領に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

14 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒993-8601

山形県長井市栄町1番1号

長井市議会事務局

TEL : 0238-82-8021 (直通)

FAX : 0238-87-3374

E-mail : gikai@city.nagai.yamagata.jp

15 日程

番号	年 月 日	内 容 等
①	令和7年6月 6日 (金)	本要領公表 (仕様書等含む)
②	令和7年6月20日 (金)	参加表明書の提出期限
③	令和7年6月24日 (火)	企画提案に関する質問期限
④	令和7年6月26日 (木)	企画提案に関する質問回答
⑤	令和7年7月 3日 (木)	提案書等の提出期限
⑥	令和7年7月 8日 (火)	プレゼンテーション審査
⑦	令和7年7月10日 (木)	選定結果通知